

# 平成30年度 祁答院地域まちづくり懇話会 答弁要旨

と き 平成31年3月19日（火）14：00～16：00

ところ 祁答院公民館

出席者 市：市長、永田副市長

企画政策部長、総務部長、危機管理監、市民福祉部長、商工観光部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、祁答院支所長、地域政策課長、建築住宅課長、広報室長、外

地域：祁答院地域の5地区コミュニティ協議会長をはじめとする  
地区住民80名

（合計95名の参加）

## 議 題

### 議題1 黒木地区

#### 倒壊する恐れがある民地のブロック塀の対応について

市道南方下線と境界している個人所有の土砂流出ブロック塀が、数年前から市道側に傾いてきており、最近その傾きが大きくなってきているところである。

原因の塀は個人所有の物件であるが、市道へ倒壊の恐れがあり危険な状態であるため昨年市の建設部へ相談したところ、このような案件については県が担当しているとのことで、北薩地域振興局に相談したがまだ回答が無いところである。

現場は小学校生の通学路としては危険なことから除外されているが、休日等は子供達を含め常時地域住民も利用している状況です。

市としては市道を管理する上から、倒壊する事前に何らかの対策を講じる必要があると思いますが市の見解をお伺いしたい。

#### 【建設部長】

昨年6月に発生した大阪府の地震によって小学4年生が倒壊したブロック塀で亡くなるという痛ましい事故があった。それを受けて調査したところ、市内の小・中学校40校区の通学路沿いだけでも2,000カ所のブロック塀が確認された。その他、市道沿いには相当数のブロック塀があると考えている。

議題の市道南方下線についても県北薩地域振興局からは、個人所有のものについては個人の責任で対応しなければならないとのことであり、いろいろな指導や改善していただきたい文書等の送付等の対応をしているとのことである。

3月議会で可決されれば、本年4月以降に利用できる制度として、1m以上のブロック塀で道路に倒れそうなものの撤去について補助制度を設けようと考えている。補助率2分の1で、工事費が40万円掛かるときに、20万円を上限として補助するというものである。議題の箇所はこの補助金を利用させていただきたいと考えているところである。ただし、解体撤去工事に要する経費への補助であるので、例えば、石積みをする等の工事については、寄付や買収等の土地の提供ができるのであれば、その先は建設維持課と協議させていただきたいと考えている。

## **議題2 上手地区**

### **市営住宅における一般住宅の用途廃止について**

薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画が平成28年3月に作成され、3つの目標「安全・安心の市営住宅」「少子・高齢化に対応した市営住宅」「地域の需用に柔軟に対応した市営住宅」を掲げられております。

その1つとして、地域振興住宅が、上手地区にも2戸ほど整備され、人口定住及び地域活性化が図られており感謝いたします。

現在、早馬団地（1号棟16戸：9戸入居、2号棟12戸：8戸入居）は28戸中17戸が入居しておりますが、住宅借り入れ側の要望としては、団地よりも一戸建てで所得制限のない、低額の料金設定の一般住宅を望んでおります。

長寿命化計画の利活用方針で用途廃止の一般住宅が、祁答院町で25戸が政策空き家（募集を停止する住宅）に掲げられております。

上手地域内で4住宅が対象です、その中の高山住宅ですが、入居希望者が複数いると聞いています、建物としてもしっかりしていると思っており、是非、入居できる方向で検討ください。

また、開元住宅は、借地で、建物を取り壊し「更地」にして、返還されることと考えておりますが、地権者の了解が得られれば、そのままの現状で返還いただき、施設の従業員の住宅として利用できないかと考えております。

最後に、本地域は、原発の避難区域から30km以上あります、非難住宅として、取り壊せずに、そのまま残せる住宅は、無いものかと思えます。

審議会やパブリックコメント手続き等により、計画された方針と理解しておりますが、以上3点について御検討ください。

## **【建設部長】**

4点の御質問に回答する。

まず、市営住宅は公営住宅等長寿命化計画に基づき、現在管理を進めている。

現時点では、祁答院地域に戸建ての一般住宅の建設予定はなく、既存の公営住宅、準公営住宅等の活用を進めて参りたいと考えている。早馬住宅のような公営住宅については、建設する際に国の補助事業を利用しており、定められた方式で家賃計算を行

うことで、市としては家賃が低額となっていると考えている。

2点目の高山住宅は、建築年数からすると用途廃止の対象となり、空いていても新しく入居をさせず、入居中の方が出られた時点で空き家にし、解体するといった政策空き家となり得る住宅でしたが、建物の再点検を行ったところ、今後も使えるのではないかという判断になりましたので、室内の改修等を行った後の5月ごろから再度公募することで考えています。

次に、開元住宅は、平成23年度に政策空き家と決定しており、約40年を経過する住宅なので、現入居者が退去した後は、解体する方向で進めている。また、この土地は借地ですので、市は、通常、建物を解体して土地を返還するが、地元で利活用をしたいといった情報があることから、今後、関係者と協議をさせていただきいい方向でできないか対応させていただきたい。

最後に、「政策空き家を原発の避難者用の住宅にできないのか」ということであるが、やはり危険であることから、その他の現在ある空き室を早期に改修して生活できるように提供して参りたい。

現在も、火災等により住宅を焼失された方に、一時的に近くの市営住宅に入ってもらえる等の処置もしていることから、今後もその方向で進めていきたいと考えている。

#### 要望

上手地区内に福祉施設がある。高校卒業後すぐに就職されて来られている方もおり、その方々の話を聞くと住宅の家賃が高いということや団地で奉仕作業等の地域での行事等に出席できず欠席した時、罰則があるなどしたためなじめないということ等があったと聞く。そのため、出られたばかりの1戸建ては、日当たりのよい所であり、地権者の理解が得られれば、施設の住宅として使わせてほしい。

#### 【建築住宅課長】

これまで、従業員用に市営住宅を購入したいといった問い合わせについては、建物は古いがそれでもいいということであれば解体せずにそのまま購入いただき、改修等手を入れて従業員へ使っていただいているといった事例もある。近日中に施設の方と協議して参りたい。

#### 議題3 大村地区

##### 市道蒲牟田小久留主線に隣接する水路及び周辺環境整備について

市道に隣接する水路は祁答院町時代に景観事業の一環として整備され、鯉を放流していた時期がある。先般、市の計らいで水路に繁茂していた雑草は除去されたが、これを機会に年間を通じて貯水可能な機能を復元し、魚類を放流できる施設にしたい。加えて、市道脇の樹木の剪定あるいは伐採もお願いしたい。

【農林水産部長】

水路は、平成5年から6年にかけて農林水産省の補助を受けて整備された大村交流体験施設の付帯事業として既に設置されていた水路の幅を広げる等の改修を行い、整備当初は鯉を放流していたが、その後、鯉が死亡したことから、新たに鯉を放流することなく現在に至っているとお聞きしている。

この水路の目的は、農地を守るための農業用水路としてあると理解しており、今後この農業用水路としての機能の維持・管理に努めて参りたいと考えている。

従いまして、御要望の魚類を放流できるような施設整備を市としては考えていないということをお聞きしたい。

【建設部長】

市道沿いの樹木の剪定・伐採については、サザンカとツツジが植栽してある。今後については、再度、建設維持課と協議させていただきたい。御要望通りに実施できると考える。

なお、聞き取りの際に御要望のあった飲酒運転追放の看板については、管理者である薩摩川内市交通安全協会が撤去されたとのことである。御報告する。

意見

祁答院町時代に遊べる空間等として、高齢者等が通る際の憩いの場となるように整備されたと考えている。水田に対する水路も含めて、再度検討していただけないか。その当時なぜ許可が出たのか、だめだとする理由を回答いただきたい。

【農林水産部長】

農業用水路といった位置付けをしており、第一義的には水田等を守ることが主であると理解していることから、先ほどの答弁となったところである。当時がどのような経緯で、そういったことができたのか再度精査したいと考えているが、用水路に鯉を放流するとなると、通年水を通さなければならないと考えるので、当地域は水田が主であると考えてるので、水稻作付時期以外については、現在も通水されていないのではないかと考えており、必要としない時期の還流させる水をどうするか等の課題等も生じるかと考えるので、そのようなことも整理する必要があるのではないかと考えている。

意見

水路という形を取られましたが、地区コミュニティ協議会から議題として挙がってきており、今言われる検討する中に経費が掛かり、水道料が発生するとかそういうものの策といったものが少しはあるのではないかと考えている。その水路を活用してい

る水田は、現在は太陽光発電用地になっていたりして激減している。その点を加味して検討の幅を広げていただきたい。地域の景観も含めて再度検討できたらと考えている。

#### 【農林水産部長】

過去の経緯も再度精査しながら検討させていただきたい。

#### 議題4 轟地区

##### 轟運動広場の駐車場設置について

轟運動広場については地区の体育行事や、老人クラブ等各種団体が年間を通して利用しておりますが、来場者の駐車場がなく市道枯木野線の道路沿等に駐車しているところがあります。市道枯木野線は交通量も多く、駐車している車との接触事故も度々発生しております。

つきましては、来年度轟運動広場に隣接する市営住宅（原口第2住宅）を解体すると伺っておりますが、解体後の跡地活用を運動広場の駐車場として利用できるようお願いしたい。

また、駐車場として利用できるようであれば、周りの樹木（イヌマキ等）の除去、側溝の整備と併せて年度初めに早急な対応をお願いいたします。

#### 【建設部長】

原口第2住宅は、平成31年4月になると解体する計画になっている。

これまでも解体した跡地は、碎石を敷き維持管理保管をすることになっているので、駐車場として使っていただくことは何ら差し支えない。ただ、アスファルトや白線を引いたりすることはできない。御理解いただきたい。

また、市ではイヌマキの伐採も解体時に実施する。側溝も老朽化していないし、たまった土砂上げも併せて実施したい。

今後は、地元の自治会で駐車場の管理は実施していただければと考えている。

#### 議題5 蘭牟田地区

##### 休館中の竜仙館施設(温泉含む)の今後と利用について

平成28年から休館中の竜仙館は、周囲及び施設内に雑草が茂り荒れた状態となっております。

このまま放置の状態が続きますと、せっかくの施設なのにどんどん寂れていき、今後どうなるのか地域としてもその動向を注視しています。

そこで、この施設を地域住民の集える場として、以下のように有効活用できないか提案いたしますので、御検討いただきたい。

1. 屋外そうめん流しについて、備え付けの機材を撤去し、屋根付きの広場として利用できないか。
2. 露天風呂について、一部改修を行い一般の人も利用できる足湯として利用できないか。

#### 【総務部長】

竜仙館施設の今後についてのお尋ねである。まずこれまでの経緯について若干説明させていただく。

旧竜仙館については、平成27年度に条例を廃止し、市の施設としては閉鎖された。その後、所管していた観光・シティセールス課において、平成28年度から平成29年度の2年間、民間での営業の継続を期待し、そうめん流し等の用途を指定して無償譲渡の募集を行ったところである。しかしながら応募者がなく、用途を指定しての利活用は難しいと判断したため、平成30年4月から普通財産の管理を行っている財産活用推進課に変えて管理をしている。本課では用途を限定せず広い用途で利用を募っていたところ、現在、キノコ的一种である冬虫夏草という薬草を主とした水耕栽培・加工・販売の事業用の利用の話が進んでいる。地区コミュニティ協議会会長には話をしたが、平成30年10月に建物の貸付を行い、現在は工事に向けた準備中とお聞きしている。その後、後の話が続いておらずにご心配されたことと思うが、先日、あらためて担当課で話を伺ったところ、当初計画から若干遅れており、その理由としては、冬虫夏草の菌床について、新しい品種が出たということで、そちらの収穫量が高いということで、設備の見直しをしているため遅れているとのことであった。

借り主の方は、具体的な事業着手の段階になった時点で地元の皆様にごあいさつしたという御意向をお持ちであったが、今回こういったことで地元の関心が高いというお話をいたしたところ、早いうちにまず説明の機会を設けていただけるということである。それまでの間の管理についても話があり、雑草の件も含めて環境美化に配慮いただくように併せてお伝えしたところである。加えて、借り主の方は将来的には地域との交流の構想をお持ちのようであり、施設利用の際に地元の御要望についても事業の進捗を見ながら検討をお願いして参りたいと考えているところである。できるだけ早いうちに、地区コミュニティ協議会の方々への事業者からの説明の場をセッティングできるようにして参りたいと考えている。

#### その他意見・要望

##### 要望

県道の通学路沿いに廃墟に近い危険住宅が数軒見受けられる。防災上から見ても壊したいと思っているが、なかなかできないところである。今後も空き家の危険住宅が

一層増えていくことは間違いない。地区民として市と共同で何とか取り組む課題をいただければありがたいと考える。市として今後の空き家対策に対して、危険住宅の改善についての取り組みをお聞かせいただきたい。

#### 【危機管理監】

空き家対策は3つの課で取り組んでいる。まず、防災安全課に係るものについて回答する。

国は、平成27年2月26日「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家等特別措置法」という。）を施行し、これを受けて、市では平成27年9月30日に「薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例」（以下「空家等対策条例」という。）を施行している。また、平成29年度には市内の空き家等の状況調査も行っている。

今後は、この調査に基づき把握した特定空き家等（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態等）に対し、空家等特別措置法や空家等対策条例に基づき助言・指導等を行っていくこととしている。

なお、平成31年度以降、空き家となった住宅については、平成29年度に調査を行っているので、今後については、空き家になった場合には市へ情報提供をいただきたい。所有者等が把握しやすい状況のうちから、早めの対応に役立てていきたいと考えるので、引き続き地区コミュニティの皆様の御協力をお願いしたい。

#### 【企画政策部長】

空き家対策について、活用という観点から回答する。

本市では移定住施策の中で空き家の利活用を促進するために、宅地建物取引協会と協定を締結し、平成25年4月から転入者向けに空き家バンク制度をつくり運用している。いわゆる、空き家所有者と移住希望者とのマッチングを行うものである。現在、空き家所有者の登録数が9戸、空き家利用登録者が9名であり少ない状況である。祁答院地域においては、現在、登録物件がない状況なので、こういった物件があれば御紹介いただきたいと考えている。

また、平成23年度から定住住宅リフォーム補助を創設した。本市へ定住を希望している方を対象として、空き家等をリフォームした場合に70万円の補助をするものである。これまで祁答院地域では14件の利用実績がある。

さらに、平成29年度から地区コミュニティ協議会等が空き家を賃借しリフォームすることにより、移定住のための移住体験住宅あるいはシェアハウスとして利用できる地域移定住促進補助金を作っているので、ぜひ、活用していただきたい。

#### 【建設部長】

空き家を解体することの話をさせていただく。危険廃屋と言い、崩れると道路に出にくることにより通行に支障のあるあるいは隣地に入り迷惑を掛ける等の物件につい

て、市が出向いて危険廃屋と判断したものについては、解体撤去工事に要する経費の3分の1を補助する制度がある。上限が30万円である。一般的に、30坪程度の木造住宅を解体すると100万円程度経費が掛かるといわれている。3分の1以上は解体された本人の支出になる。

なお、新しく家を造るためにいったん壊すあるいは市が出向いて確認をする前に解体していたといった事例に対しては補助に該当しないので、御注意いただきたい。

本制度を平成26年度から始めており、今年度までの本市内で、233件年間平均47件程度申請があり、その補助を利用して解体されている。平成31年度もこの補助制度は続くことから、事案がありましたら御連絡いただきたい。

#### 要望

祁答院中学校の生徒たちの下校時の危険地帯に関する安全等の設置の要望である。10年位前に、中学校から黒木町通りまでの通学路区間に防犯灯の設置を要望し、その時は2箇所設置していただいた経緯がある。

最近、保護者の方から子供が部活から帰る時にまだ暗いところがあるので、防犯灯の増設の要望がありました。防犯上危険であり、子供たちの安心・安全のために防犯灯の設置を強く要望したい。

#### 【企画政策部長】

通学路の防犯等設置については、PTA等から強い要望がこれまでもあり、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図り、明るく住みよいまちづくりを推進するため、特設防犯灯設置要綱を定め、平成22年度から平成24年度までの3年間かけて、市内全体で465基を設置している。これにより、市内の通学路の防犯灯は設置が完了したということで、この要綱は廃止している。

この要綱では、防犯灯の設置場所が隣接する住居のない道路の区間で、いずれの自治会にも属さない区間のうち、その距離が100m以上である「はざま」と言われる区間にあり、小中学生が日常通学している場所であることや自治会等が設置する防犯灯設置費補助金の交付要件に該当していない区間が設置の要件ということでこの特設防犯灯を設置したところである。その結果、祁答院中学校から黒木地区への沿線に特設防犯灯10基を設置している。おそらくその他の場所は設置対象外となったものとみている。この他にも教育委員会から移管された防犯灯11基を含めて、現在21基を設置している。コミュニティ協議会や自治会の防犯灯については、把握ができていない。

防犯灯の設置については、現在、特設防犯灯設置要綱が廃止されていることや通学路を含む防犯灯の設置や防犯活動は、その一部を地区コミュニティ協議会や自治会が担っていることから、できたらそれぞれの地域で話し合いをしていただき、自治会やコミュニティ協議会に対する防犯灯設置費補助金を活用いただき設置できないか



御検討いただきたいと思っている。

防犯灯設置補助金制度は、これまでもコミュニティ協議会や自治会等で活用していただいているものである。白熱灯・蛍光灯は、1基当たり7,000円の補助、LED外灯は、1基当たり11,000円、永久柱は1本当たり20,000円である。例えば、LEDと永久柱を組み合わせると、31,000円の補助となる。ぜひ、活用いただきたい。後日、現場を確認した上で、市が設置するのか地元で設置するのか協議をさせていただきたい。

#### 提案

高齢者の見守り支援について提案させていただきたい。

平成30年11月13日、午前3時頃、近隣の1人暮らしの女性宅2世帯が相次いで不審者に襲われるという事案が発生した。1件は玄関のサッシを石のようなもので3回ほど叩く音がして、もう1件は寝室のサッシガラス戸を割られて石が投げ込まれたという事案である。サッシ戸を叩かれた方は高齢者で、すぐに110番通報をしたが、警察が駆け付けるまでに40分ほどの時間を要し、それまで本当に生きた心地がしなかった、怖かったと話された。

このような事案が発生すると日頃の声掛けあるいは見守りの励行を心掛けてくださいということになるが、声掛け・見守りにも限界がある。

被害者である高齢者が朝一番に駆け込んできて、被害に遭った様子を報告・相談に来られたのは地域を挙げて声掛け・目配りがあつたればこそで、日頃、疎遠にしていると誰に相談することもできず深刻な精神状態に追い込まれていったのは目に見えて明らかである。

この事案発生後に第三者を介して高齢・介護福祉課に緊急警報装置の設置を申請したが、「装置の利用者は1人暮らしで虚弱な高齢者」に限られており、防犯に関しては目的外利用とのことで申請は却下された。

駐在所機能が東交番に集約され、駐在所が地域からなくなった現在、身辺防護に不安を感じておられる方が高齢者だけではなく地域住民も潜在的にいるのではないかと考えている。中には強引な訪問販売を受け、高価なものを買わされたという事例もある。このような観点から、高齢者に対して民間のセキュリティシステムの導入あるいは防犯ブザー、センサーライト等の設置を奨励し、また、それらの導入、設置に対して助成金等の整備をお願いしたい。

#### 【危機管理監】

今回の事案については、改めて薩摩川内警察署に速やかな対応をお願いして参りたい。そうは申しても、やはり緊急性の高い事案は、警察署への110番通報をまずはお願いしたい。

市としては、薩摩川内警察署と防犯の取り組みも協力して行っていることから、

ぜひ、よろしくお願ひしたい。

御意見の件については、他自治体の事例として、センサーライトの設置や防犯性の高い錠や窓ガラスへの交換等に対して補助金を交付している自治体があることは把握している。

本市では、警察署や地区防犯協会などの関係機関・団体と防犯に関する情報交換を実施し、市ホームページへの不審者情報やうそ電話詐欺等の防犯情報の掲載、防災行政無線やコミュニティFMを通じた広報啓発活動も行っている。

また、青色回転灯装着車両による防犯パトロール活動を展開している団体に対して補助金の交付や回転灯の貸与を行っている他、毎年、全ての地区コミュニティ協議会に希望調査を行った上で、パトロール用の腕章や帽子、ベスト、のぼり旗等の防犯用品も配布するなど、地域の防犯力を強化するための活動補助も行っている。

現在、御説明したとおりの施策を行っているが、御質問にあった点、今後、より効果的な防犯対策や支援を行うため、他自治体の行っている防犯機器の購入等に対する補助制度については研究させていただきたいと考えている。

#### 要望

祁答院幼稚園への入園者が本年はいない見込みである。在籍は6～7人になりそうであるが、このままでいいのかと思っている。甌島は特例で幼稚園と保育園を一緒に運営している取り組みをしているとお聞きしている。保育園方式のように祁答院幼稚園を運営できないか。

2学期制度の検討会が実施されているが、その中ではいろいろな御意見が出ている。本市だけの取り組みではなくして県教育委員会にお願いをして県が音頭を取り検討を進めるべきではないかと考える。

次に水田の二毛作関係の交付金について、平成29年度に作付けをした分の交付金が振り込まれていない。

次に支所の職員が半減し情報を知らないことが多い。地区コミュニティ協議会へはメール等でさまざまな情報が来るが、支所職員へは情報が行き渡っていないため、事務に時間がかかっていると感じる。地区コミュニティ協議会へ送る情報は必ず支所にも同時に送っていただき、情報共有をお願いしたい。

#### 【市民福祉部長】

藺牟田幼稚園と藺牟田保育園の関係であるが、藺牟田保育園は認定こども園として通常であれば、保育園の業務ということは、父母共に働きながら預けることになるが、働かなくても預けられる幼稚園の機能まで拡充されているのでそういった部分からすると、藺牟田幼稚園の理解をいただいた方が藺牟田保育園からも通えるようになったという形である。甌島では保育園の方で特に0歳児から2歳児まで、要するに我々ばかりで働きたいが働きたいときに預けられないかということで、柔軟に預けられるよ

うな形で取り組んでいるところもあるので、そういった所が近くにできると幼稚園の方の入所者が離れてしまうということが現状である。特に4町地域においてはそのような幼稚園の傾向が出て参るので、今後どのようにしていくかについては検討が必要であると思っている。

#### 【教育部長】

祁答院幼稚園の園児数が、昨年度は14名いらっしやったが、平成31年度の入園希望者がいま把握している段階で7名と聞いている。そのうち、5歳児である年長が5人、年中の4歳児が2人、お話をあつた新入園児の年小の3歳児は0人となっている。公立幼稚園は、入園希望者がいれば当然、園の運営はしていくことになる。

ただ、現実として年長が抜けた後には2人になって、もし来年も新入園者がいないとなってくると2人になる。2人になったときに本当に幼稚園の幼児教育が適正にできるのかということについては、我々も慎重に検討しなければならないと思っている。そのような事態になったときは、先ほど市民福祉部長が説明した認定こども園という選択肢も含めながら保護者の皆さんとはいろいろ相談していかないといけないというふうには思っているところである。これが幼稚園についての御回答である。

次に2学期制の導入についての御質問に回答する。昨日も検討部会を開催したところである。昨年10月だったと思うが、この会場で、できればという御依頼をして、2020年度から一斉導入をしたいということで御説明をした。その後、いろいろな方々の御意見をお伺いしながら、また、最終的には学校現場の教職員の理解が一番大事であるということから、本年1月にアンケート調査を実施した結果、慎重にまだまだ教職員の御理解が必要であると我々は判断をして、最終的に今の段階では2020年度からの一斉導入については、難しい問題であるなというふうに感じているところである。今後の材料については、検討委員会の皆さま方のいろいろな御意見等を含めながらこの件については、慎重に検討していきたい。

また、そのような内容を御報告できる段階になったときは皆様方にも御報告させていただきたい。

#### 【農林水産部長】

経営所得安定化対策事業については、国（農林水産省）が行っている事業であり、市は農家と国の橋渡し役ということで、国に代わって書類の取りまとめや確認調査等を行っている。

二毛作については、イタリアンを稲の刈り取り前後に作付されるが、その収穫は主にゴールデンウィーク前後の乾燥収穫時期が集中すると、いわゆる年度をまたいでしまうということから、近年、農林水産省も平成29年に植え付けたものも、調査は平成30年5月にするということになることから、平成30年度予算で、確認できたものから交付金を交付するという事になっている。

以前は、当該年度中に作付したものを当該年度中に支払っておりましたが、それでは確認が十分に取れないということで、二毛作助成については、1年ずらした交付になっているところである。

交付は市を通らず、国（農林水産省）から直接、皆さまのお手元に通知があつて交付されるシステムになっているが、情報では今月になって農林水産省からそれぞれの農家に交付金の通知がされるとお聞きしているので、農家の方へは通知が届いているものと理解しているところであるが、まだということをお聞きしたので再度確認したい。平成30年度中には完結するものと理解しているところである。

#### 【企画政策部長】

支所の見直しについては、厳しい行財政並びに職員数は合併時、1,366人いた職員が、本年4月には1,005人まで、約360人の職員が減っている中で、長い期間を掛けて支所の見直しについて議論をしてきた。昨年の10月に本土4支所について職員数を半数にして窓口業務主体の業務に変えたところである。

その後、約6カ月を経過しようとしており大きなトラブルはないと考えていたが、いまお話のあった本庁から出ている文書が支所に届いていないことや地域住民は知っているのに支所の職員は知らないというようなことがあると御指摘いただいたので、文書についてはこれまでも地区コミュニティ協議会に送る分は支所にも送って情報共有をしているつもりではあったが、御指摘のあったようなことがないように再度、各課に情報共有についての通知を出したいと考えている。

支所の見直しについては住民のサービスの低下を招かないということの基本にして取り組んできているので早速、対応して参りたい。

それから職員の事務の対応あるいは地域の皆様方との業務の連携についても、いろいろ御指摘もあろうかと思うが、職員の資質の向上というのか、業務としては幅が広がって浅くなる部分があるので、そういった部分も一人の職員だけがやるのではなくて、支所の全体として事務ができるような複数体制の事務ができるような体制も今後きちんと取って参りたいと考えている。

#### 意見

2学期制の県とのことを説明いただきたい。

#### 【教育部長】

県の方で検討を進めるのはどうかという御意見をいただいた。

学期の持ち方等については、基本的には市町村の教育委員会もしくはそれぞれの学校で定めているというルールがあるようである。我々としても県の方にもいろいろと助言をいただきながら今後進めていかなければいけないと考えているところであるが、現在として、県でということまではいっていない。県の方にも情報をいただきなが

らこの件については慎重に検討して参りたい。

#### 意見

薩摩川内市の中でも周辺部における過疎問題というのは大変深刻であるし心配をしている。こういう中で今、薩摩川内市の中の政策で周辺部に対する施策、こういう問題についても進めていただきたいと思うし、現在住んでいる自治会はゴールド集落の指定を受けて特別支援をいただいているが、それだけでは決して過疎に歯止めを掛けることはできない訳である。高齢者クラブの会長もしているが、多くの高齢者の皆さん方が自分の地域に誇りを持つことまた、将来に希望の持てるそういう日常生活をおくることが最も求められているのではないかというふうに思っている。

上手地区には幸いなことに桜渡公園というのがある。小さな公園であるが私は素晴らしい財産であると思っている。さまざまな史跡に囲まれた公園であるが、この公園の名前をぜひ、市長に覚えて帰っていただきたい。できたら通って帰っていただきたい。今後も県や市にお願いすると思いますが、ぜひ、その整備計画も実施していただけないものだろうかと思っている。

もう一つ、一人暮らしの高齢者世帯でごみ出しができない世帯が出てきている。また、住んでいる班の中でも回覧板が回せない、隣の家まで歩けない一人世帯が増えている。こういう中でごみがたまっただけれどもと、家に電話が来ることがある。こういう世帯に対して市が積極的にごみを個別に収集していただけるといった方策はできないものだろうかということも考えている。

#### 【岩切市長】

御承知のとおり15年前に合併した。当時、合併する3年位前から市町村合併を当時の国や県から進めるように指導を受けたところである。15年前には、昭和45年から4町4村は過疎地域だった訳である。したがって、人口が減って高齢化が進んでいる、その時に合併したという事実がある。合併してもさらに歯止めは効かないと。これは、人口減少はこの地域だけではなく全国的にそうであるが、すでに合併時に4町4村におかれては過疎地域であったということである。

地域の行政サービスについて遅れがないようにということであるが、当時、副市長であり、市長になり11年目になった。本当に配慮したつもりである。しかし、15年経つと、当時合併した時から20年前にできた建物は35年になる。しかも昭和45年の過疎法ができて、過疎地域には特段の配慮がされて国から過疎債という大きな借金をしても返すのが少なくて済む制度ができて、どこの地域もいろいろな公共施設を造られた。それが一挙に今、老朽化して取り壊すか維持補修をするか地域の人たちにこれを管理してもらわなければ行政が回っていかないような時代になってきた。したがって、いろいろな施設の統廃合をお願いすると、まだ使用できるからもう少し

待ってくれというような意見が多いわけであるが、整理していかなければ財政的には市として成り立たない状況が続く。あと20年、30年すれば市町村が半分に減る時代である。これに勝っていかなければ10年、20年後が大変なことになるので今、そういう政策を取っていつているところである。15年前の合併を経て、大変な時期にきている。御理解いただきたい。

決して周辺部に予算を付けないということではないので、それぞれ4町においても特徴のある予算措置もしているし、また合併のときに、周辺部が寂れていくということに対して地区コミュニティ協議会を設置して、地区の特色ある振興を図ろうということまでできている。歴代の会長様を中心に、それぞれの地域が活性化に向けて頑張っていっしやるが、さらにこれを頑張っていたきたいと思っている。

#### 【市民福祉部長】

ごみ出しの件について、日常の生活支援といった部分には限界があるということで、考え方として、地区コミュニティ協議会が身近な担い手として、地域のコミュニティ力を使って助け合っていたきたいという考え方で、まるごと支え合い事業がある。個人としてされていると思うが、そういったものをぜひ、地区コミュニティ協議会の方で導入いただいて、ごみ出し・戸締り・草払い・声掛け等いろいろなことがある。そういうことをすることで玄関先までは出せるけどその先は行けないあるいはごみ以外なら等、お互い知恵を絞って支え合っていければと考えている。仮に将来的にそういったことができないということであれば、今月のごみの収集といった部分も具体的に考えなければならないが、これには年間、市全体では数億円の予算を使っている中でそこまでのことが今後、やれるのかといった問題もあるので、とりあえずは、まるごと支え合い事業や地域の温かい支え合いの中で進めていいたきたい。

#### 要望

山林の固定資産税について。平成28年度より、地籍によって正確な固定資産税が課せられていますが、特に共有林の場合には、多くがカヤ立野として利用されその役割を終えている。その後、岩山であったり山道の整備がなされていない等の理由で植林できず、原野状態の山林に対しても同様な課税がなされている。何とかならないのでしょうか。共有林に限ってですが、所有者が2・3世代前であるために固定資産税の徴収が困難な状況で、将来的には地元に残る数人で納税しなければならないのではないかと危惧している。併せて対策を検討していただけないか要望します。

次に免許証の自主返納についてですが、現在、市では免許証の自主返納は大綱心の交通安全プロジェクトとして推進しており、自主返納者に対しては、タクシーチケット5,000円がありますが、タクシーチケットを使い切ってしまうとコミュニティ事業やサロンの参加等、外出の機会が減るのではないかと思います。

自動車・バイクに変わる交通手段として、電動アシスト三輪車や電動カーの利用を促進して、高齢者の介護予防を推進すべきだと思っております。免許証の自主返納の際に、これらの購入助成事業を前向きに検討していただけないでしょうか。

#### 【危機管理監】

本市では、「大綱心の交通安全プロジェクト」として、鹿児島国体が開催される2020年までに、年間交通事故死者ゼロと交通事故発生件数を半減させ、日本一交通事故が少なく、安全で交通マナーの良い薩摩川内市を目指す運動を展開しており、その一環として運転免許証を自主返納した高齢者に対してタクシーチケットを交付している。

今回の御意見を踏まえ、薩摩川内警察署や薩摩川内地区交通安全協会からも実態や意見を伺ったところ、交通事故件数は減少傾向にあるが、高齢者が係わる件数は以前高いという状況がある。また、そのうち自転車利用の高齢者が関連する交通事故が発生している他、これまで、さつま町において電動カー利用の高齢者が被害に遭う交通死亡事故が発生しているといった現状があるということをお伺いしたところである。

また、これまでの運転免許証返納者の平均年齢をお伺いしたところでは、84歳前後ということで、今朝の新聞によると75歳以上の交通死亡事故は認知機能5割の低下といった記事もあったが、こういった年齢の方が、失礼ではあるが、自転車の運転というのを推奨するというのは、交通事故防止の観点からいくと難しいところがあるのではないかと考えている。

次に、運転免許証返納者に対する施策として、本市では大綱心のプロジェクトによるタクシーチケットの交付の他に、運転免許証を自主返納した高齢者への移動手段の支援として、薩摩川内市のデマンド交通を含むコミュニティバスへ半額で乗車できるサービスも行っている。

また、民間のバスにも半額で乗車できたり、市内のタクシーに1割引きで乗車できるなど、民間事業所においても免許証を自主返納した高齢者に対する支援を実施していただいている。

冒頭説明した、「大綱心の交通安全プロジェクト」については、平成27年度から取り組んでいる事業で、平成32年度を目途に、現在4年目を迎え、平成32年度以降の事業展開を見据え、平成31年度は検証作業も併せて実施することとしている。

そこで、電動アシスト自転車や電動カー等の購入助成金についての御意見についてであるが、この検証作業の中で研究をさせていただきたいと考えている。

なお、現状においては、高齢者が自転車等を利用する中で、事故の発生がある状況では、厳しい面があるということは御理解いただきたいと思います。他に何か対策がないかということを含め、関係機関とも意見交換を行い今後、検討して参りたいと考えている。

【総務部長】

山林の固定資産税について、共有林の管理については、昨年も市議会で質問のあったところであり、方々で地元に残られた方が大変苦勞されているというのは承知しているところである。

誠に申し訳ないが、現行の税制度上では御質問いただいた点についての救済措置はないところである。できないことについては御説明しないが、固定資産税の課税制度は地方税法とそれに基づく評価基準という国が定めたものが基になっているので、実施主体で融通できる範囲というのがほとんどないために難しいところである。

また、共有林のする方法についてもやり方としては、遺産分割、共有持ち分の買い取りによる土地の権利の集約、共有持ち分の分割請求訴訟、裁判所が選任した財産管理人による管理等々があるようだが、どの方法も専門的で弁護士や司法書士にお願いしないとできないような方法しかないところである。

ただ、この問題は祁答院地域や本市だけの問題ではなく、全国的に土地の下落等問題になっており、森林については、来年度から管理が行われていない森林の経営について新しい制度が導入されることになっている。これは、森林の所有者が自分で管理できない山については、市町村が仲介をして新たな担い手を探したり、林業経営に適さないとされた森林については、市町村が自ら管理をするというようなシステムになっており、森林の共有持ち分の中に、所有者が分からないような森林についても対応できるような仕組みのようである。

それから、大本の登記制度についても今、相続者が何十人、何百人となっているような所が全国的に問題になっており、土地所有権の在り方自体を見直そうという動きが国の方であるところであり、相続登記の義務化、土地を手放すことができる仕組みづくり、共有解消を手続きすることも現在は複雑だが、それを簡素化しようというような検討がなされており、来年度、国会で法案が出るような動きである。であるので、この法改正後は、共有林の放棄についても現在よりはハードルは低くなると思われる。

いずれにしても、今お話がある現況がずっと荒れ果てた状態で一筆として放置されたような雑草や低木類が生い茂っている状態であれば、現況課税で原野という課税の方法を取れるし、まだ山としての価値があるようで、担い手が少ないけれどまだ何とかしようということであれば、先ほどお話しした新たな森林管理システムで山を生かしていただく方に引き継ぐという方法もあるのでまた個別に御相談いただきたい。

要望

児童減対策に関連して公営住宅の家賃のことで要望がある。14年前に起業するために帰ってきて、藺牟田団地に居住している。1戸建てで広く、家賃も安くいい所に入れたと思っていた。子どもも生まれ、藺牟田小学校に入学し、その時は80人ほどの児童がいたが、現在は半数以下の34人になっている。一時期は藺牟田団地から藺



牟田小学校全児童の半分くらいが通っている時期もあった。

子どもも生まれているが、生まれると引っ越していつている。どうやら家賃が高いということが要因であるようだ。家賃の改定があり、市の担当者とやり取りをしたことがあったが、入居した当時の家賃が安過ぎであった。法律や条例で決まっていることなのでどうにもならないという返答だった。

この要望は何度も上がってきていると思うが、一向に改善というか見直される気配がないので再度検討していただけないか。

#### 【建設部長】

住宅の家賃が安くなれば転居せずに地元に残って子どもも増えるのに、ということについては十分に理解する。先ほど、上手地区の質問への回答と類似するが、国の住宅整備事業で国の補助金を活用して建設をしている。そこで定められた方式により建設費、床面積、設備や固定資産、また一番大事なのは所得、それによって家賃計算をさせてもらっているの、今のところ市では定められた方法でしか計算はできないということで、非常にもどかしいところもありますがここは今のところは御理解いただかないと、我々の方で分かりましたということとは言えないのでそこだけはどうしても御理解いただきたい。

#### 意見

我々と言われたが、誰を指すのか。

#### 【建設部長】

我々とは、世の中の中の制度がそうなっているということである。

#### 意見

それは何もやりようがないということか。

特区みたいなことを申請するとか働き掛けるとかそういうこともできないということか。

#### 【建築住宅課長】

特定公共賃貸住宅にお住まいである。他には公営住宅がある。公営住宅は低所得者向けの住宅である。ある一定以上の所得があると公営住宅には入れない。中堅所得者は特定公共賃貸住宅に入っていただくことになる。制度上、公営住宅はある程度低く家賃も設定されているが、当然、中堅所得者の方は収入も高いので、高いところで家賃を設定しているという制度になっている。今、御説明したとおりに、国の基準に基づいて家賃設定をされている状況であるので、誠に申し訳ないが御理解をいただきたい。

## 意見

学校の2学期制について、現場で学校の先生から御意見を聞いてきた。かなりの確率で厳しいという現場の方の声として聞いていた。

岩切市長が議会において上屋教育長に対しても重々、地元の人のコンセンサスを求めて話しをじっくり聴いてそれで進めなさいと言われたと伺っている。

先般、東郷から3学期制を維持してほしいという署名が600筆も集まってそれを直接、市長に渡したということもあった。その中で検討委員会を傍聴に伺うことがありその席で感じたことは、2学期制検討委員の選出はどういうプロセスで行われたのかお尋ねしたい。

それと傍聴した2学期制検討委員会の中身が、委員が積極的な推進派ばかりで慎重派や意見する人もいないという状況であった。市長も委員会を傍聴されて状況を把握していただければと思う。

どちらかといえば2学期制は反対であるが、それがいいものなのかきちんと説明をして住民が納得するものを導入すればいい。祁答院地域5つの学校の中で2学期制についての説明をPTAにしたとか、学校で説明会を校長がしたとかそういった話しは一切ない。周辺には話を聞いた、もう納得しているだから3学期制をやめて2学期制にした方がいいよという方はいない。その辺りを市長にお伺いしたい。

## 【岩切市長】

今の考えを説明させていただきたい。

2学期制については、2年前くらいから教育委員会は研究をしていた。その中で、2学期制のいい所と3学期制のいい所をそれぞれ分析する中で、2学期制の導入をしたらどうかということで話が進んできた。その中で、私は2学期制の賛成、3学期制の反対、そういった立場にないが、先ほど教育部長が答弁したとおり、これについては学校の管理規則というのがあり、学校長が判断することで結構なんです、また、教育長が判断することで結構なんです、これについては、やはり市民も対象になると、学期制が変わることによって今までの生活しているリズム、そういういろいろなことも市民にも影響のあるということで、これは総合教育会議でも議論をしなくては行けないと、そして、その結果をもって教育委員会が判断すべきだということを議会でも答弁している。その中身というのは、私が疑問に思っていることは、まだ鹿児島県の公立学校で2学期制を実行しているところは1校もない。市町村においてもバラバラに、先ほど申し上げた学校長が判断してもいいが、そうしているところも鹿児島県にはない。他県では実施しているところもあるようだ。まず鹿児島県では1校もないということ。それと全国で2学期制を実施している小・中学校はおおむね20%しかないということ。その20%の中でもここ5年ぐらいを見てみるとだんだん減ってきている。3学期制に戻ってきているところが出てきている。こういうことを解決していかなければ簡単に2学期制を進めるということは問題があるのではないかと

ことで教育長には申し上げている。

したがって、まずは学校の先生たちも大事ですが、保護者の意見も十分聴いて判断すべきだということで、今年、来年と保護者を含めて説明会を十分して理解を求めることがまず大事だということで、教育長の答弁が2020年は難しいという答弁をしたところはそういうところにある。もう少し時間を割いて、きちっと説明をしていくべきだという判断を私が教育長に申し上げているので、結論はいつから実施ということは出していないし、先ほどもあったが、手上げ方式で、やりたいところはやっているとということでもないので、もう少し時間を掛けて検討していきたいと思っている。

#### 【教育部長】

2学期制検討委員会のメンバーについては、小・中学校長のそれぞれの代表者、教職員の代表者、民生委員の代表者、地区コミュニティ協議会の代表者、文化協会、体育協会等、さまざまな団体の方々からさまざまな角度からのご意見をお聞きしたいということで選出させていただいている。説明を聞いたこともないという御意見もたくさんあるということであるので、説明については不足していると指摘を受けているので、今後も学校を中心に、学校単位で保護者、地域の方にも説明をしていったり、2学期制はどういうものだと分かっていたかための研修の場もいろいろ設定しながら、今後も皆様方の御意見をお伺いし、2学期制の導入については慎重に検討していきたいと考えている。

#### 総括

#### 【岩切市長】

地域の問題をいろいろ皆様方から報告を受けた。いま各地域を回ってほしい同じような意見が多々ある。

したがって、これについては合併のとき協議をした項目に従って整理をしている。

そして、それぞれの地域が自分たちで振興し発展させていくという理念の下に地区コミュニティ協議会を立ち上げてきているがこれにも限界がある。歴代の地区会長を中心に、いろいろな計画を作りながら地域の発展をこいねがってされているわけであるし、また議会の中でもいろいろな議論をし、そして、それぞれの地域にどのようにすればいいかを議論をいたしている。その中でいろいろな問題を抱える中で、まず自分たちでできるもの、自助。そして、市と地域とで両方で出来る、共助。そして、市がしなければならないもの、公助。これに振り分けをしていく中で、自分たちの地域は自分たちで守っていく、発展させていくということを地域の皆様方が頑張らなければいけない面はそれぞれ頑張ってくださいと大事だと思っている。

例えば、祁答院町は本庁より30kmと遠いところにある。したがって、職員が人事異動で本庁へ行くと職員が町を出て市内に住むという形で人が減るというようなこと

も起こっているが、同じ地域と比較するとどうなるか事例で申し上げますと、旧川内市の水引地区コミュニティ協議会がある。国道3号沿いにあり、しかも、肥薩おれんじ鉄道が通り、交通の便がかなりいい場所である。しかし、どんどん人口が減ってきて小学校の統廃合もなされている。市街部より10km程度しか離れていない所でもそういう現象が起きている。

ちなみに、祁答院地域は28自治会があって、そのうちの11自治会がゴールド集落であるが、水引地区は31自治会のうち、15自治会がゴールド集落になっている。市街地に家を造っている市職員等が立ち上がって地元へ協力するというので、地区コミュニティ協議会の方々と話して、協力することがあればしますよということで、例えば道路の伐採や高齢者が自力でできない所に協力するというようボランティアを始めた。そうするうちに、市街部に出ている水引地区出身の方々が輪を広げて行って地元の協力をするという事例もある。祁答院地域も市職員や市職員OBの方々が中心となって、いろいろな行事等があればボランティアチームを作ってされることが一つの事例ではないかと思うので、自助努力の中でそういうことも考えていただければさらに発展するのではないかという気がする。

本日も多くの御意見をいただいた。特に空き家問題が皆さん大変だろうと思う。あと14年すると全国の住宅の3分の1が空き家になるといわれている。周囲を見渡すと毎年、空き家が増えてきていると感じる。空き家は個人の財産であり、市が簡単に触れるわけではない。市としては、リフォームする方や解体する方には補助金を出すという制度を作っているが、県内でも空き家対策に対してこれだけ力を入れているという市はないと思っている。空き家の中には親族も分からないものもあるようだ。

どうしても道路に飛び出したりして危険であるといったものは市で解体することもできるが、これも法律がありなかなか先に進まない。したがって、いろいろな制度があるのでそれを活用して空き家をなくしていく方法がお互いにいいのではないかと思っているので、どうか自助努力を含めて御協力を賜ればありがたい。